

概要版

第9期 さくら市高齢者総合保健福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

地域のつながり温かく

いつまでも安心、元気に暮らしを楽しめる^{ま ち}小都市

さくら市

令和6年3月

さくら市

計画の策定にあたって

計画策定の背景

わが国は、高齢者が4人に1人を上回る人口構成となっており、令和7（2025）年には団塊の世代が75歳となり、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となるため、今後も高齢化が進むことにより要介護認定率の上昇や介護サービスへの需要が高まるとともに、少子化の進行により生産年齢人口の減少、担い手不足が見込まれています。

本計画は、第8期計画期間中に新型コロナウイルス感染症が高齢者福祉施策の推進に与えた影響を踏まえつつ、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指し、策定するものです。

計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定しました。

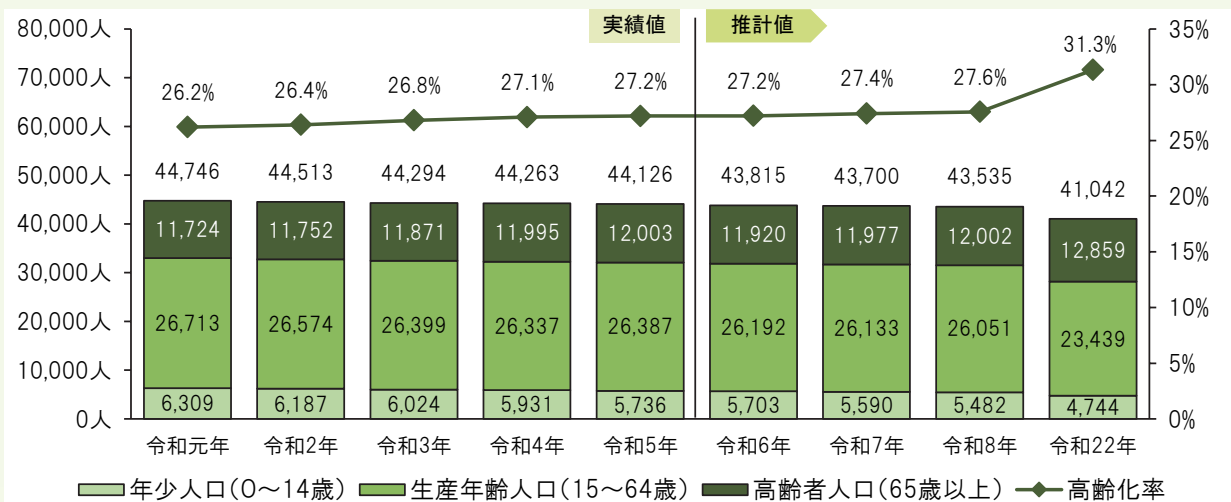
計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定しました。

さくら市の人口の推移

本市の総人口は、令和5年10月1日現在で44,126人、そのうち高齢者人口は12,003人で高齢化率は27.2%となっています。

令和8年には43,535人で高齢化率27.6%、令和22年には41,042人(同31.3%)となることが予測されます。



計画の基本的な考え方

基本理念

第8期計画を踏襲しつつ、高齢者の社会参加等の更なる推進、一人ひとりが心身の状態や生活環境に応じて、生きがいや役割を持って自立した生活を送ることができるように、共に支え合うことができる地域づくりを進めていくこと、介護が必要になっても、引き続き地域とのつながりを持ち続けていけるような取組の必要性から、基本理念を下記のとおり決めました。

地域のつながり温かく

いつまでも安心、元気に暮らしを楽しめる小都市

ま ち
さくら市

基本方針

本計画の基本理念を実現するための基本方針として、3つのビジョンを掲げます。

■ビジョン1 つながる ～支え合いつながる地域づくり～

- 社会参加活動など「人と人との関わり合う機会」を通じて、高齢者一人ひとりが幸福感や生きがいを持つことができるまちを目指します。
- 地域の様々な関係機関や多職種と連携し、ネットワークの充実を目指します。

■ビジョン2 元気・健康 ～いつまでも元気に過ごせる環境づくり～

- 介護を受ける人、介護をする人の両者への支援の視点を踏まえ、住み慣れた場所で自分らしく暮らすことができるまちを目指します。
- 高齢者一人ひとりが健康を意識し、介護・フレイル（虚弱）予防に対する意識を醸成します。
- 高齢や病気・ケガで日常生活がしづらくなっても再び元の生活を送れるように「リエイブルメント」（再自立）の視点による支援を充実させます。
- 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って生活することができるまちを目指します。

■ビジョン3 安心 ～安心して暮らせる仕組みづくり～

- 介護人材の確保や業務の効率化を図り、介護サービス基盤を推進し、介護保険制度の持続可能性を確保します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、防犯・防災対策の強化や、住まいの確保、住環境の整備を図ります。

つながる ～支え合いつなげる地域づくり～

在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）を意識し、地域支援事業と連携して事業に取り組みます。

- 医療・介護関係者の連携
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発
- 医療・介護関係者への支援

■ さくら市として目指す在宅医療・介護連携の姿

場 面	目指す在宅医療・介護連携の姿
①日常の療養支援	医療・介護関係者がICT等も活用しながら情報共有を密にし、多職種が協力することで感染症流行期においても、本人や家族が必要とする医療や介護サービスを利用できるようにします。
②入退院支援	入退院時の支援に多職種が参加して専門性を発揮し、医療・介護サービスをシームレスに提供できるようにします。
③急変時の対応	日頃から急変時の対応について本人や家族の意向を踏まえて関係者間で協議・共有し、スムーズに対応できるようにします。
④看取り	本人が看取りについて考えられるようにACPを普及啓発し、本人が望む最期を迎えられるように多職種が連携します。

高齢者の権利擁護の推進

成年後見制度は、認知症・知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある方たちを支える重要な手段です。住み慣れた地域で尊厳を持ち生活ができるよう、権利擁護のより一層の推進を図るため、制度の利用促進を図ります。

虐待行為を受けている高齢者や虐待行為を発見した第三者等が相談や通報できる体制を整備することで、虐待行為の早期発見が可能となります。また、介護疲れやストレス等により虐待行為を行っている介護者自身からの相談に対し、適切なアドバイスを行うことができる体制の整備・充実が必要です。

- 成年後見制度の利用促進
- 高齢者虐待の防止



生きがいつくりと積極的な社会参加

生涯学習とは、自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階で必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により自発的に行う自由で広範な学習です。

本市においては、市民が自己の人格を磨き、健康でいきいきとした人生を送るために、文化活動、スポーツ活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など多種多様な活動が行われています。

- 生涯学習・スポーツ活動の推進
- 交流活動の充実
- 就労支援の充実
- ボランティア活動の推進

重層的支援体制の整備

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として追加し、①から⑤までの事業について支援体制を整備し一体的に実施します。

元気・健康 ～いつまでも元気に過ごせる環境づくり～

在宅で暮らし続けるための支援

社会構造の複雑化や家族構成、地域社会における住民同士の関係の変化により、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。様々な相談に対し総合的に支援を行うことが可能な体制の整備を推進します。

生活支援（福祉）サービスのご紹介

- 総合相談支援事業の推進
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援サービスの体制整備
- 生活支援（福祉）サービスの推進

- ・給食サービス事業
- ・高齢者等生活支援サービス事業
- ・緊急通報装置貸与事業
- ・在宅高齢者、重度障がい者等紙おむつ給付事業
- ・住宅用火災警報器等購入費助成事業
- ・福祉タクシー事業
- ・日常生活用具給付
- ・緊急情報キット給付事業

介護者支援の強化

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことで、介護者の負担を軽減することが大きな目的のひとつとなっています。

今後、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、介護に対する負担を抱えた家族介護者も増加していくことが予想されるため、家族介護者への支援事業の充実を図ります。また、地域包括支援センター等の関係機関やサービス提供事業者等と連携し、家族介護者の負担軽減及び離職防止を図るとともに、家族介護者が地域から孤立することのないよう支援します。

介護予防・重度化防止の取組

高齢者が自立した生活を送るためには、介護予防への取組を通して、身体機能の維持・改善を継続的に行うことが重要となります。

そのため、介護予防の普及啓発をはじめ、介護予防・日常生活支援総合事業の推進及び生活習慣病の予防、早期発見・治療及び悪化防止などの健康づくりの推進を図ります。

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 介護予防の普及啓発
- 健康づくりの推進
- 補聴器補助事業
- 温泉入浴利用証の交付

介護予防・日常生活支援総合事業とは

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの

【事業の内容】 介護予防・生活支援サービス事業
一般介護予防事業

■ 介護予防・生活支援サービス事業の構成と内容

- ・対象者：要支援認定を受けている人、基本チェックリスト該当者（事業対象者）

訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施

■ 一般介護予防事業の構成と内容

- ・対象者：65歳以上のすべての方及びその支援のための活動に関わる方

介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体による介護予防活動の支援等を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職の派遣等を実施

敬老事業の推進

長寿を祝う行事を行った行政区に対して、地域開催敬老会支援奨励金を交付し、地域における世代間交流と高齢者の方が集い、楽しく過ごす地域コミュニティづくりを支援します。

- 敬老会の支援
- 敬老祝い金の支給

認知症施策の推進

令和5年6月に、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が制定され、国や自治体が一体となって認知症施策に取り組んでいくことが定められています。

第9期計画においては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容も踏まえ、認知症の人を含めた市民一人ひとりが共生する社会の実現に向けた取組を推進します。

- 認知症の普及啓発
- 認知症の早期診断・早期対応体制の整備
- 地域での日常生活・家族支援・予防の強化

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

【目的】

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

【基本的施策】

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

介護給付適正化

介護保険制度を健全に運営するためには、介護給付を必要とする利用者を適切に認定したうえで、利用者が真に必要とするサービスを、事業者が適切に提供するように促すことが重要です。「地域包括ケアシステム」の深化・推進においても適正化事業を推進していくことが必要となります。

第9期計画においては、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、国は費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置付け主要事業から除外するとともに、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編しました。

第9期計画期間は、国の方針に基づき給付適正化3事業に取り組みます。

- 要介護認定の適正化
- ケアプラン点検
- 医療情報との突合・縦覧点検
- 地域ケア会議の活用
- 他の地域との比較・分析

介護人材の確保・介護サービスの質の向上と業務の効率化

生産年齢の介護人材の確保が困難になる中で、介護サービスの質を確保し、向上させていくことが、介護現場が直面する課題です。介護現場が地域における安心の担い手として役割を果たし続けるためには、①介護サービスの質を維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築、②ロボット・センサー・ICTの活用、③介護業界のイメージ改善と人材確保に取り組む必要があります。

本市としては、国や県との連携を強化しながら、厚生労働省が示す総合的な介護人材確保対策（「介護職員の処遇改善」「多様な人材の確保・育成」「離職防止、定着促進、生産性向上」「介護職の魅力向上」「外国人材の受入れ環境整備」）について、取組を推進します。



安全と安心の確保

高齢者を狙った特殊詐欺事件の未然の防止や、夜間時の外出における安全の確保等について関係機関と連携し対策を強化します。

また、近年の自然災害発生状況や、感染症等の流行を踏まえ、災害や感染症への備えを行うとともに、市民の防災意識を高めるため避難訓練や防災訓練を実施する等、災害に強いまちづくりと災害発生時における市民の安全確保のための体制整備を促進します。

高齢者人口の増加に伴い、高齢者が交通事故に関わる割合が高くなっています。事故状況から、身体機能や運動機能の低下による判断の遅れや、認知症による判断力の低下が要因と考えられることから、警察や地域関係団体と連携し、高齢者を対象とした交通安全についての対策を推進します。

また、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者が安全に安心して生活を送ることができる環境を整備します。

高齢者が多様な社会参加の機会を確保するためには、気軽に利用可能な移動手段が必要です。移動手段の確保が困難であるために外出を控えている高齢者が気軽に活用することができる移動手段の整備を推進します。

- 防犯対策の強化
- 災害・感染症に備える体制づくり
- 交通安全対策の強化
- バリアフリーのまちづくりの推進
- 高齢者の外出支援

居住の場の確保

高齢夫婦世帯や高齢独居世帯の増加に伴い、高齢者の住まいに対するニーズが多様化していることから、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域の生活基盤である住まいの確保が重要となります。

また、厳しい社会経済情勢等を背景に、住まいに困窮する市民の居住の安定を確保するため、平成 29 年 10 月から高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する一部を改正する法律が施行され、高齢者や子育て世代、低所得者等の住宅の確保に特に配慮する必要がある方に対する住宅確保の支援が強化されることとなりました。住宅確保要配慮者の支援においては公営住宅、民間賃貸住宅などを活用した重層的なセーフティネットを構築していくことが重要です。

高齢者の多様なニーズに適切に対応していくよう、県、住宅関連業者と連携を図り、高齢者の多様な住まいの整備を推進するとともに、高齢者が自らの希望に沿った住まい方が可能となるよう支援します。

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
- 居住施設の整備

介護保険事業に関する見込み

介護保険制度の概要

介護保険制度は、さくら市が保険者となって、制度の運営を行います。また、介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、40歳以上の人々が被保険者となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときは、費用の一部を負担し、介護保険サービスを利用するしくみとなっています。

サービスの見込

介護（予防）サービス事業量の見込は、市の高齢者人口や要支援・要介護認定者数を推計し、第8期計画期間中におけるサービスの利用実績や、今後3年間に施設・居住系サービスが整備される見込等を勘案して推計しました。

■介護サービス（要介護1～要介護5の方が利用するサービス）の見込量

単位：千円

サービスの種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス	1,140,881	1,174,325	1,201,157
訪問介護	115,477	118,988	121,438
訪問入浴介護	4,799	5,330	5,330
訪問看護	35,423	36,492	38,584
訪問リハビリテーション	3,029	3,033	3,033
居宅療養管理指導	8,654	8,894	9,039
通所介護	431,443	443,869	453,872
通所リハビリテーション	95,259	97,113	100,028
短期入所生活介護	190,058	197,858	197,858
短期入所療養介護	13,539	13,556	13,556
福祉用具貸与	87,407	90,244	92,111
特定福祉用具購入費	4,354	4,354	4,354
住宅改修費	6,217	6,217	6,217
特定施設入居者生活介護	145,222	148,377	155,737
(2) 地域密着型サービス	633,324	657,927	659,696
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,168	4,174	4,174
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	704	705	705
小規模多機能型居宅介護	59,443	59,518	59,518
認知症対応型共同生活介護	159,303	172,418	172,418
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	220,547	220,826	220,826
看護小規模多機能型居宅介護	81,475	90,326	90,326
地域密着型通所介護	107,684	109,960	111,729
(3) 施設サービス	1,088,622	1,089,999	1,089,999
介護老人福祉施設	512,871	513,520	513,520
介護老人保健施設	457,709	458,288	458,288
介護医療院	118,042	118,191	118,191
介護療養型医療施設	-	-	-
(4) 居宅介護支援	136,631	140,623	143,234
合計	2,999,458	3,062,874	3,094,086

■介護予防サービス（要支援1・2の方が利用するサービス）の見込量

単位：千円

サービスの種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス	76,794	77,582	80,839
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	4,601	4,607	4,941
介護予防訪問リハビリテーション	1,352	1,354	1,354
介護予防居宅療養管理指導	589	590	590
介護予防通所リハビリテーション	30,076	30,398	31,198
介護予防短期入所生活介護	1,477	1,479	1,479
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	24,943	25,387	25,926
特定介護予防福祉用具購入費	978	978	1,305
介護予防住宅改修費	4,176	4,176	5,433
介護予防特定施設入居者生活介護	8,602	8,613	8,613
(2) 地域密着型介護予防サービス	5,008	5,015	5,015
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,008	5,015	5,015
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援	15,780	16,033	16,382
合計	97,582	98,630	102,236

■地域支援事業費の見込額

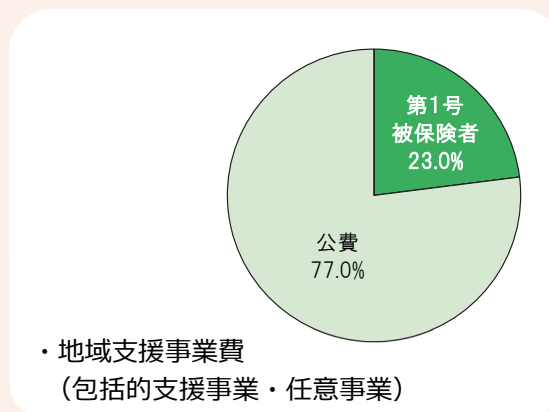
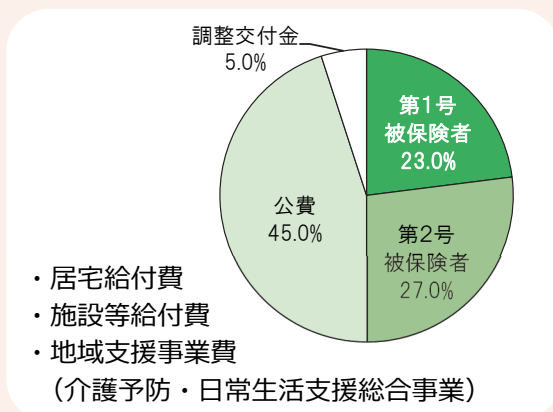
単位：千円

サービスの種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	96,683	97,043	97,403
(2) 包括的支援事業・任意事業	52,590	52,590	52,590
地域支援事業費見込額	149,273	149,633	149,993

介護保険制度の財源構成

介護保険制度では、制度を国民皆で支えあう「社会保険方式」を採用し、その財源は被保険者の保険料と公費としています。被保険者は40歳以上65歳未満の「第2号被保険者」と65歳以上の「第1号被保険者」に分かれます。

令和6年度から令和8年度の第9期介護保険事業運営期間における第1号被保険者の負担割合は23%となります。なお、調整交付金は市区町村の高齢者の状況に応じて、個々に設定されます。



第1号被保険者の介護保険料

第9期保険料の基準額 年額：66,000円/月額：5,500円

所得段階	対象者	負担割合	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額× 0.285	18,810円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額× 0.485	32,010円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が120万円を超える方	基準額× 0.685	45,210円
第4段階	・世帯員に市民税課税の方がいるが本人は非課税で、前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額× 0.90	59,400円
第5段階	・世帯員に市民税課税の方がいるが本人は非課税で、前年中の公的年金等の収入額と前年の合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く）の合計が80万円を超える方	基準額× 1.00	66,000円 (月額5,500円)
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.20	79,200円
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.30	85,800円
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.50	99,000円
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.70	112,200円
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.90	125,400円
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.10	138,600円
第12段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.30	151,800円
第13段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額× 2.40	158,400円

※「合計所得金額」は「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」となります。

さくら市 健康福祉部 高齢課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家 2771 番地
電話 028-681-1155 Fax 028-682-1305

